

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 5 月 24 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2014

課題番号：22330015

研究課題名(和文)地球大気国際法秩序の基本構造 - 地球温暖化防止法制度の将来像

研究課題名(英文)Basic Structure of the International Legal Order for the Global Atmosphere

研究代表者

吉田 脩 (YOSHIDA, Osamu)

筑波大学・人文社会系・教授

研究者番号：40323240

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究プロジェクト「地球大気国際法秩序の基本構造 - 地球温暖化防止法制度の将来像」のもと、参画した研究代表者、研究分担者等は、地球大気保護ないし地球温暖化の防止に関する国際法の研究を行い、関係する業績を公表し、とりわけ、国際法協会(International Law Association)「気候変動に関する法原則条文案」の作成と採択に対し多大な貢献を行い、この分野における国際法と国際環境法の発展に寄与した。

研究成果の概要(英文)：In the present research project entitled “Basic Structure of the International Legal Order for the Global Atmosphere,” the research representative, co-researchers and other members who participated in this programme conducted research on international law concerning the protection of the global atmosphere and the prevention of global warming and published research results concerned. In particular, they contributed to the drafting and adoption of the ILA Legal Principles Relating to Climate Change, Draft Articles.

研究分野：国際法

キーワード：国際法 国際環境法 国際組織法 大気保護 地球温暖化

## 1. 研究開始当初の背景

地球大気に関するこれまでの国際法は、第1に、酸性雨、オゾン層破壊、地球温暖化といった問題別アプローチと、第2に、特に気候変動国際法制度をめぐる交渉及び成果物に見られるように、その時々政治や政権に左右されるアドホックかつ場合によっては不整合な合意の積み重ねによって特徴づけられてきた。本研究は、地球大気に関する既存法制度の統合・調整・展開を通じて地球大気にかかわる国際法に秩序をもたらす、地球温暖化防止法制度を中心とする今後の関連国際法制度発展のための基盤と支柱を提示することを狙う。

この野心的目標は、1989年大気保全に関する法・政策専門家会合（オタワ会議）における「大気の法に関する条約」構想で一度頓挫している。それから20年、気候変動問題を中心に地球大気関連国際法は発展し（高村ゆかり、亀山康子編『京都議定書の国際制度』（2002年）、2008年11月には権威ある国際法協会(ILA)が「気候変動に関する法的諸原則」国際委員会を立ち上げ、国連国際法委員会（United Nations International Law Commission）2009年会期においても、「大気環境保全」問題が俎上に上った。「地球大気国際法秩序」の構想はいままさに機が熟したと言える。本研究は、こうした国際的な研究動向の先陣を切って進められる。

本研究は、これまでの研究代表者の問題意識、すなわち条約制度を如何に一般国際法の中に位置づけていくかという課題の集大成的位置づけを有する。研究代表者は、地球大気国際法制度の先駆とも言えるオゾン層保護に関する国際法の体系的考察(*The International Legal Régime for the Protection of the Stratospheric Ozone Layer: International Law, International Régimes and Sustainable Development* (Kluwer Law International, 2001))をしており、また、それら条約制度を国際社会の組織化現象としていかに捉えられるかを検討してきた。また、研究代表者は、2006年以降、*Yearbook of International Environmental Law* (M. Nijhoff/Oxford University Press)の主たる寄稿者として執筆陣に加わり、海外の研究者・実務家と共に協力・連携して国際環境協力に係る情報の収集をしてきた。これらの研究から明らかになってきたのは、分野別国際法制度を下支えする一般国際法理論の重要性であり、その積極的構想の必要性である。本研究は、地球大気という分野において、これを「地球大気国際法秩序の基本構造」という概念の中で実現しようとするものである。

## 2. 研究の目的

本研究は、地球大気(global atmosphere)の利用を規律しそれを保護する、統合的かつ中長期的な法秩序を構成する国際法の基本原則、組織及び手続を明らかにする。その成果は、「海の憲法」たる国連海洋法条約に匹敵する「地球大気国際法」の提案である。地球大気国際法秩序の基本構造に依拠してこそ、地球温暖化防止法制度のあるべき将来像も見えてくると考える。

本研究の特徴は、上記の野心的な目標を手堅い実証的分析にて実現することと、そのための盤石の研究組織である。本研究は、国際環境法分野で業績のある研究者を結集しつつ、これに経済法や法源論、国家責任論、管轄権論など一般国際法分野で業績のある研究者を加えて、分野別の条約法制度を一般国際法秩序のなかで捉え直し、現行法の解釈適用と一般法原則による法の欠缺補充を通じて、地球大気国際法秩序を提示する。

## 3. 研究の方法

本研究の最大の特色・独創性は、「地球大気国際法秩序」を構想しそれを条文形式で提示しようとする点である。この野心的目標は、ともすると空理空論たる *de lege ferenda* の寄せ集めになる危険性を伴う。しかし、本研究は、第2の特色として、実証研究をその研究姿勢としてきた研究代表者と分担者を集め、既存法の解釈適用及び一般法原則による欠缺補充という手堅い実証的手法をギリギリまで突き詰めて検討を行うこととする。第3の特色は、地球大気国際法秩序を構想するのに適任の研究者を結集し、「地球大気国際法」の条文を起草するという具体的な共通目標の下に、密度の濃い討議を通じてこれを実現しようとする点である。第4に、本研究は、国際的な研究動向、特にILA「気候変動に関する法的諸原則」国際委員会と密接に連携しつつ、これをリードしようとする国際的意義を有する。本研究には、さらに、独立的な学問領域として固有の原理的基盤を持つとは言い難い「国際環境法」に対する新たな方法論上の寄与も期待できる。

## 4. 研究成果

研究代表者の吉田脩、研究分担者の柴田明穂と高村ゆかり、連携研究者の村瀬信也は、ILA「気候変動に関する法的諸原則」国際委員会の主要なメンバーとして、継続的に、2010年8月のILAハーグ大会(オランダ)、2012年1月デーフェンテール(オランダ)でのILA「気候変動に関する法的諸原則」国際委員会の会期間会合、2012年8月のILAソフィア大会、2013年6月にエクサンプロヴァンス(フランス)で開催された会期間会合に参加し、世界的に著名な国際法研究者も関与する綿密な起草作業を経て、「気候

変動に関する法的諸原則」の第3次最終報告書を取りまとめた。2014年4月に開催されたILAワシントン大会(米国)には吉田、柴田、高村、村瀬が参加し、同報告書を基に審議が行われ、全10か条から成る条文案を含むILA決議2/2014「気候変動に関する法原則宣言」が採択された。同決議は、「気候変動に関する衡平で実効的な制度は国際法原則に基礎づけられるべき」と宣言し、条文案の範囲(第1条)と目的(第2条)に続き、持続可能な開発〔発展〕(第3条)、衡平(第4条)、共通だが差異のある責任と各国の能力(第5条)、特別の事情と脆弱性(第6条)、防止と予防(第7条)、国際協力(第8条)、信義誠実(第9条)、相互関係性(第10条)の諸原則について規定する「ILA気候変動に関する法原則条文案」を、附録する。この作業の基盤となったのは、連携研究者の村瀬によるイニシアティブのもと、研究代表者の吉田、研究分担者の柴田、高村、中谷、児矢野、西村、阿部、堀口、竹内、鶴田らが協働して作成した大部な英文報告書であり、ILAハグ大会での作業を経て一定の修正が加えられたものの、「気候変動に関する法的諸原則」に関する第1次報告書の構成・内容とほぼ重なっている。この点については、2013年4月、東京大学(山上会館)で研究代表者の吉田が行った「国際法協会『気候変動に関する法原則』委員会の活動と研究作業(2008~2012年)」(国際法協会(International Law Association)日本支部2013年度研究大会)においても詳述された。地球大気の保護ないし地球温暖化に関する国際法については、国連国際法委員会でも重要な検討課題として取り上げられており、係る法典化作業に対し、本プロジェクトのメンバーが主導し作成した本条文案等の研究成果が有する学問上及び実務上の価値は非常に大きいと評価しうる。

さらに、研究代表者の吉田は、地球大気保護法の中核を構成する温暖化の問題について、直接に関連する現行条約の遵守手続の動向を分析するとともに(“Procedural Aspects of the International Legal Regime for Climate Change: Early Operation of the Kyoto Protocol Compliance System,” *Journal of East Asia and International Law*, Vol. 4, No. 1, 2011, 41-61) 我が国における運用の妥当性という観点も含め、いわゆる「排出量取引(emissions trading)」制度の法的意義を考察し(“A Domestic Initiative in the Global Context? Japan’s Ways to Emissions Trading Schemes for the Climate Change Regime,” *Journal of East Asia and International Law*, Vol. 7, No. 2, 2014, 465-476) その成果を英語により国際法学の主要雑誌に公表した。他の研究分担者も、係る一般国際法規の解釈適用という視点から、以下で列挙するものも含め、数多くの重要な研究業績を発表した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計26件)

Osamu Yoshida, “A Domestic Initiative in the Global Context? Japan’s Ways to Emissions Trading Schemes for the Climate Change Regime,” *Journal of East Asia and International Law*, 査読有, Vol. 7, No. 2, 2014, 465-476

Shinya Murase, Akiho Shibata, Yukari Takamura, Osamu Yoshida and Lavanya Rajamani et al., “Legal Principles relating to Climate Change,” *Report of the Seventy-Sixth Conference of the International Law Association, held in Washington D.C.*, 査読無, Vol. 76, International Law Association (ILA), London, 2014, 330-377

柴田 明穂、高村 ゆかり、吉田 脩、「『気候変動に関する法原則』委員会」「国際法協会第76回(2014年)ワシントン(米国)大会報告」*国際法外交雑誌*、査読無、113巻、2014、451-452

Mari Takeuchi, “Beyond Dichotomy between Deduction and Induction: Critical Appraisal on the Approaches to Universal Jurisdiction,” *Okayama Law Review*, 査読無, Vol. 64, No. 2, 2014, 136-197

Shinya Murase, Akiho Shibata, Yukari Takamura, Osamu Yoshida and Lavanya Rajamani et al., “Legal Principles relating to Climate Change,” *Report of the Seventy-Fifth Conference of the International Law Association, held in Sofia, Bulgaria*, 査読無, Vol. 75, International Law Association (ILA), London, 2013, 432-502

柴田 明穂、高村 ゆかり、吉田 脩、「『気候変動に関する法原則』委員会」「国際法協会第75回(2012年)ソフィア(ブルガリア)大会報告」*国際法外交雑誌*、査読無、111巻3号、2012、494

Osamu Yoshida, “Procedural Aspects of the International Legal Regime for Climate Change: Early Operation of the Kyoto Protocol Compliance System,” *Journal of East Asia and International Law*, 査読有, Vol. 4, No. 1, 2011, 41-61

Shinya Murase, Akiho Shibata, Yukari Takamura, Osamu Yoshida and Lavanya Rajamani et al., “Legal Principles relating to Climate Change,” *Report of the Seventy-Fourth Conference of the International Law Association, held in The Hague, Netherlands*, 査読無, Vol. 74, International Law Association (ILA), London, 2011, 346-401

柴田 明穂、高村 ゆかり、吉田 脩、「『気候変動に関する法原則』委員会」「国際法協会第74回(2010年)ハーグ(オランダ)大会報告」、国際法外交雑誌、査読無、109巻3号、2010、173-174

Shinya Murase, Akiho Shibata, Yukari Takamura, Kazuhiro Nakatani, Mari Koyano, Tomoaki Nishimura, Yoshinori Abe, Takeo Horiguchi, Mari Takeuchi, Jun Tsuruta and Osamu Yoshida *et al.* (as the Members of the Japan Branch Committee on Climate Change), "Legal Principles relating to Climate Change: Preliminary Issues on the Methodology and Scope of the Work," *Japanese Yearbook of International Law*, 査読無, No. 52, 2010, 500-537

〔学会発表〕(計6件)

Osamu Yoshida, "Environmental Compliance Mechanisms for the Prevention of Transboundary Air Pollution and Damage to the Global Atmosphere," Legal Issues and Solution for the Prevention and Remedy of Damage Caused by Transboundary Environmental Pollution, 31 October 2014, National Research Foundation of Korea, Kyung Hee University, Seoul (Republic of Korea)

吉田 脩、「国際法協会『気候変動に関する法原則』委員会の活動と研究作業(2008~2012年)」、国際法協会(International Law Association)日本支部2013年度研究大会、2013年4月20日、東京大学(東京都文京区)

高村 ゆかり、「気候変動の『損失と損害』に対処する実効的な制度構築」環境省・沖縄県主催「地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議」、2013年6月30日、沖縄科学技術大学院大学(沖縄県国頭郡恩納村)

Osamu Yoshida, "Japan and the Trans-Pacific Partnership (TPP): Its Efforts for Creating New Trade Systems," Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement (TPP): Issues and Prospects, 26 October 2012, Korean Branch of the International Law Association, University of Seoul, Seoul (Republic of Korea)

柴田 明穂、「条約制度と一般国際法のインターフェイス」、国際法学会第115年次秋季研究大会、2012年10月7日、東京ビックサイト会議棟(東京都江東区)

〔図書〕(計6件)

Yukari Takamura, Nomos Verlag, "Climate Change and Small Islands Claims in the Pacific," Oliver C. Ruppel, Christian Roschmann and

Katharina Ruppel-Schlichting (eds.), *Climate Change: International Law and Global Governance, Volume I: Legal Responses and Global Responsibility*, 2013, 657-682

西村 弓他、有斐閣、国際法(第5編第2章「国際環境・共有天然資源」)、2011、476-507

6. 研究組織

(1)研究代表者

吉田 脩(YOSHIDA, Osamu)  
筑波大学・人文社会系・教授  
研究者番号: 40323240

(2)研究分担者

柴田 明穂(SHIBATA, Akiho)  
神戸大学・大学院国際協力研究科・教授  
研究者番号: 00273954

高村 ゆかり(TAKAMURA, Yukari)  
名古屋大学・大学院環境学研究科・教授  
研究者番号: 70303518

中谷 和弘(NAKATANI, Kazuhiro)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号: 60164216

児矢野 マリ(KOYANO, Mari)  
北海道大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号: 90212753

西村 智朗(NISHIMURA, Tomoaki)  
立命館大学・国際関係学部・教授  
研究者番号: 70283512

阿部 克則(ABE, Yoshinori)  
学習院大学・法学部・教授  
研究者番号: 20312928

堀口 健夫(HORIGUCHI, Takeo)  
上智大学・法学部・教授  
研究者番号: 10374175

竹内 真理(TAKEUCHI, Mari)  
岡山大学・社会文化科学研究科・准教授  
研究者番号: 00346404

鶴田 順(TSURUTA, Jun)  
海上保安大学校・国際海洋政策研究センター・准教授  
研究者番号: 90524281

塚原(西村) 弓(TSUKAHARA (NISHIMURA), Yumi)  
東京大学・大学院総合文化研究科・准教授  
研究者番号: 50282512

上河原 献二 (KAMIGAWARA, Kenji)  
上智大学・大学院地球環境学研究科・教授  
研究者番号：40516126

(3)連携研究者

村瀬 信也 (MURASE, Shinya)  
上智大学・法学部・教授  
研究者番号：80062660